

総社市告示第9号

総社市住宅新築助成金交付要綱を次のとおり定める。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市住宅新築助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における住宅の新築に要する費用に対し、総社市住宅新築助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、子育て世帯の住宅新築の支援、市内の定住人口の増加促進及び市内建設業者等の振興を図るため、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅にあっては、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているもの）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (2) 定住 本市を住所地として5年を超える期間継続して住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 新築 新たな住宅を建築することをいう。
- (4) 空き家除去 同一場所に新築するため、居住の用に供しなくなってから6月以上が経過した住宅（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。）又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等を除去することをいう。
- (5) 契約日 新築又は空き家除去に係る工事請負契約を締結した日のうちいずれか早い日をいう。
- (6) 居住開始日 新築住宅の所在地を自らの住所地とする旨が住民基本台帳に記載されたときの異動年月日をいう。
- (7) 市内建設業者 市内に本社、本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であって、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する建築一式工事の許可を受けているものをいう。
- (8) 市内解体業者 市内に本社、本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であって、建設業法別表第1に規定する土木一式工事、建築一式工事、若しくは解体工事の許可を受けているもの（平成31年5月31日まではとび・土工・コンクリート工事の許可を受けているものを含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する解体工事業者として登録されているものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、定住する目的で新築し、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内建設業者と新築に係る工事請負契約を締結すること。
- (2) 助成事業の認定決定された後、1年以内に新築工事が完了すること。
- (3) 住宅の持分（同一の住宅に係る配偶者の持分を含む。）が2分の1以上であること。
- (4) 総社市定住促進条例（平成26年総社市条例第33号）第3条第1号に規定する新築助成又は同条第2号に規定する生活環境整備助成を受けないこと。
- (5) 世帯に総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団員等がないこと。
- (6) 世帯に市税の滞納者がいないこと。

(助成額等)

第4条 助成額等は、別表のとおりとする。

2 助成金の交付回数は、同一の住宅に対して1回限りとする。

(助成事業の認定申請)

第5条 助成を受けようとする者は、契約日より前に総社市住宅新築助成事業認定申請書（以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し

- (2) 工事見積書の写し
- (3) 住宅の位置図, 平面図及び立面図
- (4) 世帯に市税の滞納者がいないことを証する書面
- (5) その他市長が特に必要と認める書類
(助成事業の認定通知等)

第6条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、総社市住宅新築助成事業認定（不認定）通知書により通知するものとする。
(変更等の手続)

第7条 前条の規定により、助成事業の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定申請の内容を変更し、又は取り下げるときは、総社市住宅新築助成事業変更（取下）承認申請書（以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、総社市住宅新築助成事業変更（取下）承認通知書により通知するものとする。
(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする認定者は、新築工事完了後、速やかに総社市住宅新築助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 居住開始日以降に交付された世帯全員の住民票の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 建物登記事項証明書の写し
- (4) 住宅の位置図, 平面図及び立面図
- (5) 定住誓約書
- (6) 世帯に市税の滞納者がいないことを証する書面
- (7) その他市長が特に必要と認める書類
(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、総社市住宅新築助成金交付決定（却下）通知書により通知するものとする。
(助成金の請求)

第10条 助成決定者は、前条の規定による決定通知を受けたときは、総社市住宅新築助成金請求書により、助成金を請求するものとする。
(交付決定の取消等)

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成決定者が提出した書類に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 助成決定者が助成金の交付決定を受けた日から5年以内に、住所若しくは生活の本拠を当該助成金の交付対象である住宅（以下「住宅」という。）から移したとき又は住宅を取り壊し、貸与し又は譲渡したとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の返還を命ずる場合は、総社市住宅新築助成金交付決定取消（返還）決定通知書により行うものとする。
(報告及び実地調査)

第12条 市長は、必要があると認めたときは、助成事業に関し、助成決定者又は施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成区分	助成額	限度額
新築助成	新築に要する経費	50万円
空き家除却助成	空き家除去に要する経費	50万円
市街化区域内助成	10万円	—